

第5次印西市行政改革実施計画

(平成28年度～平成32年度)



平成28年3月

1 第5次印西市行政改革実施計画について

この実施計画は、「第5次印西市行政改革大綱」に基づき、大綱で示された「基本目標」の具体的な取り組みを「基本施策」ごとに「実施項目」として設定し、総合的かつ計画的に推進するため、策定したものです。

記載内容は以下のとおりです。

「基本施策」…「基本目標」ごとに、事業分類したものです。

「実施項目」…「基本施策」ごとに、具体的に取る組む事業内容です。

第5次印西市行政改革実施計画における「実施項目」は、大綱における基本目標、基本施策に基づき、それぞれの担当課又は主体となる課が行政改革を推進し、市の総合計画における都市未来像の実現を目指します。

以下、実施項目の記載内容です。

「担当部・課」…実施項目を中心となって取る組む担当部・課です。

「現状分析」…市の現状を分析し、問題点、課題を記載しています。

「実施概要」…計画期間中に実施する取り組みを記載しています。

「計画期間目標」…計画期間中に達成を目指す目標を示しています。

「年度別行動計画」…計画期間中の各年度に実施する取り組みを記載しています。

2 計画期間

実施計画の期間は、「第5次印西市行政改革大綱」と同様に平成28年度から平成32年度となります。

3 進行管理

行政改革担当が実施担当課とヒアリングを行うなど毎年進行を管理し、必要に応じて実施計画の見直しを行い、計画の実効性と弾力性を確保していきます。

4 計画の進捗状況の公表

実施計画の進捗状況は、毎年度公表していきます。

行政改革実施計画 実施項目一覧

基本目標1 持続可能な財政運営の推進

基本施策	番号	実施項目	担当課等	頁
1-1 自主財源の確保	1	使用料及び手数料の見直し	行政管理課	1
	2	未利用財産の有効活用	管財課	1
	3	市税の徴収対策の推進	納税課	2
	4	国民健康保険税の徴収対策の推進	国保年金課	2
	5	ホームページへの有料広告掲載	広報広聴課	3
1-2 歳出経費の抑制	6	職員人件費の適正管理	総務課	3
	7	補助金等の整理合理化	行政管理課	4
	8	経常経費の抑制	財政課	4
	9	ごみの減量化による歳出削減	クリーン推進課	5
1-3 計画的な財政運営の推進	10	財政計画の推進	財政課	5
	11	基金の適正な管理	財政課	6
1-4 地方公営企業の経営健全化	12	公営企業会計の適用の推進	下水道課	6

基本目標2 公共施設等の適正な管理

基本施策	番号	実施項目	担当課等	頁
2-1 公共施設等総合管理計画の推進	13	公共施設等総合管理計画の策定及び進行管理	行政管理課	7
2-2 公共施設の見直しと計画的な維持管理	14	公共施設の見直し	行政管理課・施設所管課	7
	15	市有建築物の適正な維持管理の推進	営繕課・施設所管課	8

基本目標3 効率的な行政運営の推進

基本施策	番号	実施項目	担当課等	頁
3-1 組織の見直し	16	簡素で機能する組織体制の整備	行政管理課	8
3-2 定員管理の適正化	17	定員管理計画の適正な運用	総務課	9
	18	非常勤職員等の適正な任用	総務課	9
3-3 人材育成の推進	19	人事評価制度の確立	総務課	10
	20	職員のスキルアップの促進	総務課	10
3-4 電算化による効率的な事務処理の推進	21	既存事務の電算化の推進	情報管理課	11
3-5 各種施策等の行政評価の実施	22	行政評価の推進	企画政策課	11

基本目標4 効率的・効果的な行政サービスの推進

基本施策	番号	実施項目	担当課等	頁
4-1 事務事業の見直し	23	民間委託及び指定管理者制度の導入の推進	行政管理課	12
4-2 行政サービスの見直し	24	出先機関等の効率的な窓口開設	市民課	12
	25	申請・届出手続きの電子化	市民課・情報管理課	13
	26	窓口のプライバシー保護	行政管理課・窓口関係各課	13
4-3 市民協働事業の推進	27	NPO・市民活動団体等との協働体制の整備・促進	市民活動推進課	14

1 持続可能な財政運営の推進

1-1 自主財源の確保

1

実施項目	使用料及び手数料の見直し		担当部・課	総務部 行政管理課	
現状分析	受益者負担の適正化の観点から、使用料及び手数料の積算根拠を精査する必要がある。 使用料を全額減免している使用許可が多く、受益者負担の原則を勘案した減免制度の見直しが課題となっている。				
実施概要	「使用料、手数料設定等に関する事務指針」に基づいた使用料及び手数料の算定根拠の精査、検証、減免制度の見直しを行う。				
計画期間目標	指針に基づく使用料、手数料及びこれらの減免制度の見直し				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	消費税率改正に伴う使用料、手数料見直しの実施	使用料、手数料及び減免制度の見直し検討	使用料、手数料及び減免制度の見直し検討	○使用料、手数料及び減免制度の見直し（必要に応じた条例等の改正） ○改正される使用料・手数料、減免制度の十分な周知	使用料・手数料、減免制度の改正

2

実施項目	未利用財産の有効活用		担当部・課	総務部 管財課	
現状分析	現在、未利用又は貸付けを行っている土地（普通財産）が約230,000㎡あるが、将来的に利用見込みのない土地についての処分が課題となっている。				
実施概要	将来的に利用見込みがなく、売却可能と判断される土地（普通財産）を、適切な方法により売却処分する。				
計画期間目標	5年間で2,500㎡の土地を処分する。				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	売却可能市有地の売却（売却面積500㎡）	売却可能市有地の売却（売却面積500㎡）	売却可能市有地の売却（売却面積500㎡）	売却可能市有地の売却（売却面積500㎡）	○売却可能市有地の売却（売却面積500㎡） ○売却等処分実績の検証

3

実施項目	市税の徴収対策の推進		担当部・課	市民部 納税課	
現状分析	市税等の安定的な確保は、市の施策や事業の実施において必要不可欠であるとともに納税の公平性の確保という点においても極めて重要なことであり、更なる徴収対策が求められている。 【参考】平成26年度徴収率 現年度課税分98.8% 滞納繰越分24.7% (県内54市町村中8位) 順位は、現年度・滞納繰越分合算				
実施概要	○新たな収納チャンネルの検討による納付環境の充実 ○徴収担当職員の育成が最も重要なことから、各種研修会への積極的な参加 ○効果的な滞納整理業務の確立				
計画期間目標	○ 徴収率を目標値以上とする。 ○ 効果的な徴収体制の確立				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○納付環境体制の整備	○納付環境体制の整備	○納付環境体制の整備	○納付環境体制の整備	○納付環境体制の整備
	○効果的な徴収体制 の検証及び整備	○効果的な徴収体制 の検証及び整備	○効果的な徴収体制 の検証及び整備	○効果的な徴収体制 の検証及び整備	○効果的な徴収体制 の検証及び整備
	○徴収担当職員の育成	○徴収担当職員の育成	○徴収担当職員の育成	○徴収担当職員の育成	○徴収担当職員の育成
	○公売等の換価処分の 実施	○公売等の換価処分の 実施	○公売等の換価処分の 実施	○公売等の換価処分の 実施	○公売等の換価処分の 実施
	○徴収率 現年課税分98%以上 滞納繰越分20%以上	○徴収率 現年課税分98%以上 滞納繰越分20%以上	○徴収率 現年課税分98%以上 滞納繰越分20%以上	○徴収率 現年課税分98%以上 滞納繰越分20%以上	○徴収率 現年課税分98%以上 滞納繰越分20%以上

4

実施項目	国民健康保険税の徴収対策の推進		担当部・課	市民部 国保年金課	
現状分析	少子高齢化の進展、就業構造の変化や医療技術等の高度化に伴う医療費の増加に加え、経済状況の低迷による国民健康保険税の減収等により、国民健康保険の財政状況は極めて厳しい状況である。 しかしながら、税負担の公平性を確保するため、督促状や催告書の送付、電話による催告等により納税を推進し、滞納処分も行っているが、国民健康保険制度維持の観点から国民健康保険税に係る徴収対策が課題である。 【参考】平成26年度徴収率 現年度課税分 90.7% 滞納繰越分 17.5% (県内54市町村中22位) 順位は、現年度課税分のみ				
実施概要	○ 納税者には国民健康保険制度を十分理解してもらうとともに、納税者の公正公平の観点から、悪質滞納者には差押等の処分を強化する。 ○ 国民健康保険団体連合会主催等の研修会参加による徴収部門における職員の育成 ○ コンビニ収納やペイジー収納、休日・夜間納税相談等、徴収率向上に向けた納付環境の充実 ※平成30年度からの国保運営の広域化（国保に係る財政運営の責任を負う主体は都道府県となる。）				
計画期間目標	○ 徴収率を目標値以上とする。 ○ 効果的な徴収体制の確立				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○ 効果的な徴収体制の検証及び整備	○ 効果的な徴収体制の検証及び整備	○ 効果的な徴収体制の検証及び整備	○ 効果的な徴収体制の検証及び整備	○ 効果的な徴収体制の検証及び整備
	○ 徴収担当職員の育成	○ 徴収担当職員の育成	○ 徴収担当職員の育成	○ 徴収担当職員の育成	○ 徴収担当職員の育成
	○ 納付環境改善策の検討	○ 納付環境改善策の検討	○ 納付環境改善策の検討	○ 納付環境改善策の検討	○ 納付環境改善策の検討
	○ 徴収率 現年課税分90%以上 滞納繰越分15%以上	○ 徴収率 現年課税分90%以上 滞納繰越分15%以上	○ 徴収率 現年課税分90%以上 滞納繰越分15%以上	○ 徴収率 現年課税分90%以上 滞納繰越分15%以上	○ 徴収率 現年課税分90%以上 滞納繰越分15%以上

5

実施項目	ホームページへの有料広告掲載		担当部・課	総務部 広報広聴課	
現状分析	○ホームページリニューアル(平成25年度)により、アクセス件数が増加傾向にあるものの、バナー広告掲載件数は増減が大きく安定していない。安定した財源確保のためには積極的な売込みが必要である。 ○市ホームページのトップ画面を活用したバナー広告の募集。				
実施概要	○広報紙等で有料広告募集について広く周知する。 ○広告業者に募集業務を委託し安定した広告掲載を確保する。				
計画期間目標	年度別行動計画の収入目標額 市外企業 1枠 15,000円×1店舗×12か月＝180,000円 市内企業 1枠 12,000円×2店舗×12か月＝288,000円				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	広告掲載希望者の募集及び広告掲載実施 収入目標 468,000円 広告件数目標 36ヶ月	広告掲載希望者の募集及び広告掲載実施 収入目標 468,000円 広告件数目標 36ヶ月	広告掲載希望者の募集及び広告掲載実施 収入目標 468,000円 広告件数目標 36ヶ月	広告掲載希望者の募集及び広告掲載実施 収入目標 468,000円 広告件数目標 36ヶ月	広告掲載希望者の募集及び広告掲載実施 収入目標 468,000円 広告件数目標 36ヶ月

1-2 歳出経費の抑制

6

実施項目	職員人件費の適正管理		担当部・課	総務部 総務課	
現状分析	職員の給料等については、基本的に国・県の基準に準じて民間との均衡を図り適正な支給形態を実施している。 近年、職員の時間外勤務時間は増加傾向にあるため、職員の健康管理の観点からワークライフバランス（仕事と生活の両立）を促進するとともに併せて経費削減の観点から業務の平準化、計画的な業務の遂行など様々な方策を図り、時間外勤務時間を縮減していく必要がある。				
実施概要	給料等については、従前どおり国・県の動向に準じて適正な支給形態を実施する。 時間外勤務については、勤務に対する事前命令の徹底、全庁的なノー残業デーの推進、退庁管理等の業務管理の強化を図る。				
計画期間目標	選挙執行分及び災害時対応分を除く時間外勤務時間を、平成26年度職員1人当たり年間平均時間外時間数（112時間）から全庁的に抑制を図り、最終目標としてH26年度実績の5%を削減し、職員1人当たり年間約106時間程度とする。				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○時間外勤務の現状把握、指導監督 ○時間外勤務時間数を職員1人当たり年間約106時間程度を目標とする（H26実績を上限）	○時間外勤務の現状把握、指導監督 ○時間外勤務時間数を職員1人当たり年間約106時間程度を目標とする（H26実績を上限）	○時間外勤務の現状把握、指導監督 ○時間外勤務時間数を職員1人当たり年間約106時間程度を目標とする（H26実績を上限）	○時間外勤務の現状把握、指導監督 ○時間外勤務時間数を職員1人当たり年間約106時間程度を目標とする（H26実績を上限）	○時間外勤務の現状把握、指導監督 ○時間外勤務時間数を職員1人当たり年間約106時間程度を目標とする（H26実績を上限）

7	実施項目	補助金等の整理合理化			担当部・課	総務部 行政管理課
	現状分析	○ 補助金制度の在り方としては、事業実施当初に交付し、その後当該事業が補助金に頼ることなく運営が可能となるよう自立することが望ましいが、数年来、補助金制度に依存している事業が多いことが、引き続き課題となっている。 ○ 限られた財源を有効に活用するため、補助金の見直しを引き続き行う。				
	実施概要	○ 補助金評価委員会による補助金等の検証 ○ 補助金制度の見直し、事業の自立の促進				
	計画期間目標	補助金制度の整理、統合、廃止などによる合理化、経費削減				
	年度別行動計画目標値等	28年度 ○財政部局と連携した補助金制度の検証 ○予算要求時のヒアリングの実施	29年度 ○財政部局と連携した補助金制度の検証 ○予算要求時のヒアリングの実施	30年度 ○補助金等評価委員会による補助金等の検証 ○財政部局と連携した補助金制度の検証 ○予算要求時のヒアリングの実施	31年度 ○財政部局と連携した補助金制度の検証 ○予算要求時のヒアリングの実施	32年度 ○財政部局と連携した補助金制度の検証 ○予算要求時のヒアリングの実施

8	実施項目	経常経費の抑制			担当部・課	企画財政部 財政課
	現状分析	合併に伴う普通交付税の特例措置が、平成27年度から段階的に縮減されるなど、経常的収入の減少が懸念されるなかで、人件費、扶助費及び物件費等の経常的経費が増加しており、財政の硬直化が懸念される。 【参考】 26年度決算 経常収支比率 86.1%（県内54市町村中9位）				
	実施概要	経常的経費が増加すると安定した財政運営が困難となることから、財政の弾力性確保の観点から経常収支比率の目標となる指標を定め、極力抑制する方向で見直しを行う。 ※経常収支比率とは、税などの一般財源を経常的経費にどれくらい充当できるかをみるもので、この比率が高いほど財政構造が弾力性を失っていることを示します。市税の増加等により、近年では減少傾向にありましたが、合併に伴う普通交付税の特例措置の削減による一般財源の減少により、今後は比率の増加が見込まれます。				
	計画期間目標	経常収支比率90.0%以内				
	年度別行動計画目標値等	28年度 財政構造の硬直化を防ぐため、経常的経費の見直しに取り組み、経常収支比率を90.0%以内に抑制するよう、計画的な事務・事業の執行を図る。	29年度 財政構造の硬直化を防ぐため、経常的経費の見直しに取り組み、経常収支比率を90.0%以内に抑制するよう、計画的な事務・事業の執行を図る。	30年度 財政構造の硬直化を防ぐため、経常的経費の見直しに取り組み、経常収支比率を90.0%以内に抑制するよう、計画的な事務・事業の執行を図る。	31年度 財政構造の硬直化を防ぐため、経常的経費の見直しに取り組み、経常収支比率を90.0%以内に抑制するよう、計画的な事務・事業の執行を図る。	32年度 財政構造の硬直化を防ぐため、経常的経費の見直しに取り組み、経常収支比率を90.0%以内に抑制するよう、計画的な事務・事業の執行を図る。

9	実施項目	ごみの減量化による歳出削減			担当部・課	環境経済部 クリーン推進課
	現状分析	○ 印西地区環境整備事業組合管内におけるごみの排出原単位（1人1日当たりのごみの排出量）は、これまでと同様に、白井市、栄町に比べ印西市が多い状況であり、ごみの排出量は組合の負担金と直結している。 ○ 印西地区環境整備事業組合管内では、栄町が昭和47年度から家庭系ごみの有料化（収集運搬費のみ）、白井市は平成19年度から粗大ごみの有料化を実施しており、有料化がごみの減量化の有効手段となっているが、印西市は無料の状況であり、千葉県廃棄物処理計画においても、施策としてごみ処理有料化の促進を主な取組みとして掲げている。				
	実施概要	○ ごみの排出抑制・分別排出の意識啓発の推進 ○ 環境教育・学習機会の充実 ○ ごみの減量、リサイクルの市民実践活動等への支援 ○ 不法投棄対策の充実 ○ ごみ処理の有料化の協議				
	計画期間目標	計画期間中、印西市ごみ減量計画に定める市民1人1日当たりのごみ排出量以内の抑制を図り、経費を削減する。 【参考】 平成26年度市民1人1日当たりのごみ排出量 899g/人日				
	年度別行動計画目標値等	28年度 ○ 広報紙による普及啓発（シリーズ化掲載） ○ 教育機関との連携による学習機会の提供 ○ 廃棄物減量等推進員制度の充実 ○ 不法投棄対策の充実 ○ 粗大ごみ処理の有料化の協議 ○ 排出原単位目標値 749g/人日	29年度 ○ 広報紙による普及啓発（シリーズ化掲載） ○ 教育機関との連携による学習機会の提供 ○ 廃棄物減量等推進員制度の充実 ○ 不法投棄対策の充実 ○ 粗大ごみ処理の有料化の協議 ○ 排出原単位目標値 727g/人日	30年度 ○ 広報紙による普及啓発（シリーズ化掲載） ○ 教育機関との連携による学習機会の提供 ○ 廃棄物減量等推進員制度の充実 ○ 不法投棄対策の充実 ○ 粗大ごみ処理の有料化の協議 ○ 排出原単位目標値 711g/人日	31年度 ○ 広報紙による普及啓発（シリーズ化掲載） ○ 教育機関との連携による学習機会の提供 ○ 廃棄物減量等推進員制度の充実 ○ 不法投棄対策の充実 ○ 粗大ごみ処理の有料化の協議 ○ 排出原単位目標値 701g/人日	32年度 ○ 広報紙による普及啓発（シリーズ化掲載） ○ 教育機関との連携による学習機会の提供 ○ 廃棄物減量等推進員制度の充実 ○ 不法投棄対策の充実 ○ 粗大ごみ処理の有料化の協議 ○ 排出原単位目標値 696g/人日

1－3 計画的な財政運営の推進

10	実施項目	財政計画の推進			担当部・課	企画財政部 財政課
	現状分析	地方財政の状況が極めて厳しい中、地方公共団体では将来の財政負担を見通した中長期的な視点から財政計画に沿った適正な財政運営に努める必要がある。				
	実施概要	財政運営の基本となる財政計画をもとに、将来に過度な財政負担を残さないよう、毎年度の歳入・歳出予算の均衡が保たれるよう、国の政策動向や経済情勢の変化に対応しつつ、計画的な財政運営を図る。また、自主財源の確保や特定財源の発掘をするとともに、歳出削減に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努める。				
	計画期間目標	財政計画に沿った適正な財政運営に努める。				
	年度別行動計画目標値等	28年度 決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに決算の分析を行う。また、次年度以降の予算編成に向け、事務事業の見直し等を図るため、政策担当部局と調整を図り、財政収支の見通しを立てる。	29年度 決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに決算の分析を行う。また、次年度以降の予算編成に向け、事務事業の見直し等を図るため、政策担当部局と調整を図り、財政収支の見通しを立てる。	30年度 決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに決算の分析を行う。また、次年度以降の予算編成に向け、事務事業の見直し等を図るため、政策担当部局と調整を図り、財政収支の見通しを立てる。	31年度 決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに決算の分析を行う。また、次年度以降の予算編成に向け、事務事業の見直し等を図るため、政策担当部局と調整を図り、財政収支の見通しを立てる。	32年度 決算統計や財政健全化法による財政指標をもとに決算の分析を行う。また、次年度以降の予算編成に向け、事務事業の見直し等を図るため、政策担当部局と調整を図り、財政収支の見通しを立てる。

11

実施項目	基金の適正な管理		担当部・課	企画財政部 財政課	
現状分析	公共施設等総合管理計画を踏まえた計画的な公共施設の維持修繕、更新等を行うためには、必要な財源を確保していく必要がある。				
実施概要	基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設等総合管理計画等を踏まえた施設の維持修繕、更新等に対応できるように、枠組みを含めた基金のあり方を検討し、その涵養に努める。				
計画期間目標	公共施設等の維持修繕・更新に対応する基金の確保				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源としての基金の涵養に努める。	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源としての基金の涵養に努める。	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源としての基金の涵養に努める。	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源としての基金の涵養に努める。	経常経費の削減や自主財源の確保等により、基金全体の適正な管理に努めるとともに、公共施設の維持修繕、更新に必要な財源としての基金の涵養に努める。

1－4 地方公営企業の経営健全化

12

実施項目	公営企業会計の適用の推進		担当部・課	都市建設部 下水道課	
現状分析	印西市の下水道事業は、昭和55年に供用開始され千葉ニュータウンの開発に伴い事業の拡充を進めてきた。ポンプ場や管渠施設・設備の老朽化が進行し、今後、維持管理や更新に膨大な費用がかかることが懸念されることから、財政状態を明らかにしたうえで計画的な経営が求められる。				
実施概要	公営企業会計の適用の推進について（平成27年1月27日付総財公第18号総務大臣通知）により、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが必要。				
計画期間目標	国が提示した、平成27年度から平成31年度までの公営企業会計適用のための「集中取組期間」を考慮し、検討会等で検討していく。				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○内部検討会の実施 ○公営企業会計の適用準備	○内部検討会の実施 ○公営企業会計の適用準備	○内部検討会の実施 ○公営企業会計の適用準備	○内部検討会の実施 ○公営企業会計の適用準備	公営企業会計適用実施予定

2 公共施設等の適正な管理

2-1 公共施設等総合管理計画の推進

13

実施項目	公共施設等総合管理計画の策定及び進行管理		担当部・課	総務部 行政管理課	
現状分析	市の多くの公共施設は、昭和59年の千葉ニュータウンのまちびらき等を契機に建設されており、その施設の老朽化が進行している状況である。平成26年度に実施した「市有建築物の現況調査」では、今ある施設をすべて更新するものと仮定した場合、今後50年間で2953億円の更新及び維持管理費が必要となることから、市にとってかなりの財政負担が懸念される。				
実施概要	公共施設等総合管理計画を平成28年度中に策定するとともに、平成26年度に作成した公共施設保全データを毎年更新することにより、中長期の保全費用及びランニングコストを把握し、施設の更新費、維持管理費の平準化を図るための資料とする。				
計画期間目標	○ 平成28年度中の公共施設等総合管理計画の策定 ○ 公共施設保全データベースの更新作業の毎年度実施				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○公共施設等総合管理計画の策定（平成27年度～平成28年度） ○公共施設現況調査の実施 ○公共施設保全データベースの更新	○公共施設現況調査の実施 ○公共施設保全データベースの更新	○公共施設現況調査の実施 ○公共施設保全データベースの更新	○公共施設現況調査の実施 ○公共施設保全データベースの更新	○公共施設現況調査の実施 ○公共施設保全データベースの更新

2-2 公共施設の見直しと計画的な維持管理

14

実施項目	公共施設の見直し		担当部・課		総務部 行政管理課・施設所管課	
現状分析	市の多くの公共施設は、昭和59年の千葉ニュータウンのまちびらき等を契機に建設されており、その施設の老朽化が進行している状況である。平成26年度に実施した「市有建築物の現況調査」では、今ある施設をすべて更新するものと仮定した場合、今後50年間で2953億円の更新及び維持管理費が必要となることから、市にとってかなりの財政負担が懸念される。					
実施概要	公共施設等総合管理計画とともに策定する公共施設適正配置実施方針を基に、市民の皆様の理解を得ながら、施設の統廃合、利活用を検討して再編を図る。					
計画期間目標	○ 市民への説明の実施 ○ 公共施設適正配置実施方針に基づく施設の統廃合、利活用の実施のためのアクションプラン作成					
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	公共施設適正配置実施方針の策定	公共施設適正配置実施方針に基づくアクションプランの検討・市民への説明の実施	公共施設適正配置実施方針に基づくアクションプランの検討・市民への説明の実施	アクションプランの策定		

15

実施項目	市有建築物の適正な維持管理の推進		担当部・課	都市建設部 営繕課・施設所管課	
現状分析	平成26年度に実施した市有建築物現況調査により、市有建築物の総量の把握と今後の維持管理コストの試算を行った。また、平成28年度に市が保有する全ての公共施設の管理に係る方針が公共施設等総合管理計画として定める予定である。 このことから、公共施設等総合管理計画に基づいた市有建築物の維持管理及び保全を行う必要がある。				
実施概要	○市有建築物の維持管理及び保全に関する手引きの整備 ○市有建築物の維持管理及び保全に関する計画の策定 ○各施設管理者に上記計画に基づく市有建築物の維持管理及び保全を促す。				
計画期間目標	市有建築物の適正な維持管理及び保全による建物の長寿命化及び維持管理の経費削減				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		市有建築物の維持管理及び保全に関する手引きの作成	施設管理者を対象とした手引きの説明会等の実施	市有建築物の維持管理及び保全に関する計画の策定	市有建築物の適正な維持管理及び保全を促す

3 効率的な行政運営の推進

3-1 組織の見直し

16

実施項目	簡素で機能する組織体制の整備		担当部・課	総務部 行政管理課	
現状分析	社会情勢の変化や複雑・多様化する市民ニーズ、権限委譲による各種事務事業に対応し、これまで以上に行政運営の効率化を進めるため、常に簡素で効率的な組織機構の見直しが求められている。				
実施概要	市民ニーズに対応する機能的な組織の検討を行い、機能的な組織体制の整備を図る。				
計画期間目標	簡素で効率的な市民に分かりやすい組織への見直しを実施				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	組織見直しの調査検証、必要に応じた組織改編	組織見直しの調査検証、必要に応じた組織改編	組織見直しの調査検証、必要に応じた組織改編	組織見直しの調査検証、必要に応じた組織改編	組織見直しの調査検証、必要に応じた組織改編

3-2 定員管理の適正化

17

実施項目	定員管理計画の適正な運用		担当部・課	総務部 総務課	
現状分析	○ 職員の年齢構成は、40、50歳代の職員が、依然として全体の6割以上を占め、20歳代が少ない。これを解消するため適正な職員数を確保し、年齢構成の平準化を図る事が課題となっている。 ○ 定員管理計画は、平成22年から平成26年までに43人減の660人とする事となっており、目標を達成している。				
実施概要	○ 厳しい財政状況の中、地方分権の進展による新たな事務等に対応するため、約690人の職員が必要と見込まれるが、定員管理計画に基づき、各部門への職員の配置及び年齢構成の平準化を図りながら、平成27年から平成32年までの6年間で675人の定員数とする。また、必要数に足らない部分は、再任用職員等の活用や民間活力の導入などにより行政サービスの維持向上に努めることとする。				
計画期間目標	○ 職員数を平成32年度（平成33年度当初）までに675人とする。 ○ 20歳代職員採用により年齢層の偏りを是正する。				
年度別 行動計画 目標値等	28年度 ○定員管理計画に基づき職員年齢層の偏りを考慮した定員管理の実施 ○全体職員数 663人	29年度 ○定員管理計画に基づき職員年齢層の偏りを考慮した定員管理の実施 ○全体職員数 669人	30年度 ○定員管理計画に基づき職員年齢層の偏りを考慮した定員管理の実施 ○全体職員数 671人	31年度 ○定員管理計画に基づき職員年齢層の偏りを考慮した定員管理の実施 ○全体職員数 674人	32年度 ○新定員管理計画の策定 ○全体職員数 675人

18

実施項目	非常勤職員等の適正な任用		担当部・課	総務部 総務課	
現状分析	非常勤職員等の任用については、一定期間内に業務量の増加が見込まれる場合や職員の育児休業等による代替職員としての任用を行うべきところであるが、保育園では円滑な業務を図るため任期付職員及び非常勤職員の任用割合が大きく、また学童保育施設では任期付職員及び非常勤職員を中心とした業務運用を行っている状況であり、年々増員傾向となっている。				
実施概要	今後、再任用職員が増加していくため、任期付職員、非常勤職員の任用については段階的に抑制を図ります。 なお、行政組織の見直しや、民間委託等の推進状況を踏まえつつ、業務の低下を招かないよう、計画的な任用に努めます。				
計画期間目標	非常勤職員、任期付職員共に各年度における再任用職員の採用人数を考慮した上で任用人数の調整を図るものとする。 任) H28 210人→H32 200人 ▲10人 非) H28 589人→H32 579人 ▲10人 再任用職員数 H28 48人→H32 63人 +15人				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○非常勤職員、任期付職員、再任用職員の適正配置の調査研究 ○年間採用目標 任) 210人 非) 589人	○非常勤職員、任期付職員、再任用職員の適正配置 ○次年度の任用に関する調査の実施 ○年間採用目標 任) 207人 非) 586人	○非常勤職員、任期付職員、再任用職員の適正配置 ○次年度の任用に関する調査の実施 ○年間採用目標 任) 204人 非) 583人	○非常勤職員、任期付職員、再任用職員の適正配置 ○次年度の任用に関する調査の実施 ○年間採用目標 任) 202人 非) 581人	○非常勤職員、任期付職員、再任用職員の適正配置 ○次年度の任用に関する調査の実施 ○年間採用目標 任) 200人 非) 579人

3-3 人材育成の推進

19	実施項目	人事評価制度の確立			担当部・課	総務部 総務課
	現状分析	勤務評定による人事評価制度を実施し、職員の適材適所配置等の参考としている。今後は地方公務員法の改正に伴う新たな人事評価制度を調査・研究し、現行の評価制度を基礎として制度の構築、運用を図る必要がある。				
	実施概要	現行の勤務評定による人事評価制度を活用しつつ、職員の適材適所の配置を継続して実施し、新たな評価制度による効果を検証することで、職員の意欲向上につながる仕組みの検討を行う。				
	計画期間目標	勤務評定による人事評価制度の確立				
	年度別 行動計画 目標値等	28年度 ○新たな評価制度の運用開始に伴う調査研究 ○評定者研修の実施 ○勤務評定による人事評価制度の実施 ○制度運用の検証	29年度 ○評定者研修の実施 ○勤務評定による人事評価制度の実施 ○制度運用の検証	30年度 ○評定者研修の実施 ○勤務評定による人事評価制度の実施 ○制度運用の検証	31年度 ○評定者研修の実施 ○勤務評定による人事評価制度の実施 ○制度運用の検証	32年度 ○評定者研修の実施 ○勤務評定による人事評価制度の実施 ○制度運用の検証

20	実施項目	職員のスキルアップの促進			担当部・課	総務部 総務課
	現状分析	職員の資質向上を目的とし、計画的な研修への参加を実施しているほか、職員内部での研修（OJT）の推奨を図っているが、時勢に応じた市民ニーズに対応すべく更なる研修メニュー等の調査研究が必要である。				
	実施概要	職員の資質向上のため、職員の希望による研修参加制及び派遣研修を継続実施しつつ、研修メニューの充実を研究し、一層効果的な研修体制の整備を図る。また、研修の成果を業務にフィードバックさせる意識付けを定着させる。				
	計画期間目標	各年度の研修受講者数 全職員の60%				
	年度別 行動計画 目標値等	28年度 ○人材育成基本方針に基づく研修メニューの充実化の検討 ○受講者数 398人	29年度 ○人材育成基本方針に基づく研修体制の整備及び実施 ○受講者数 402人	30年度 ○人材育成基本方針に基づく研修の実施 ○研修メニュー及び研修体制の見直し ○受講者数 403人	31年度 ○人材育成基本方針に基づく研修の実施 ○受講者数 405人	32年度 ○人材育成基本方針に基づく研修の実施 ○受講者数 405人

3-4 電算化による効率的な事務処理の推進

21

実施項目	既存事務の電算化の推進		担当部・課	総務部 情報管理課	
現状分析	○庁内の各種統計やデータについては、統合型GISや市のホームページなどに掲載されているが、全てが共通化されているわけではない。また各課で紙ベースにしている場合も多く、加えて同じ資料を別々の課で購入するなど、効率的な運用ができていない。 ○平成27年度に、文書管理システムのうち、課長決裁までを電子決裁としている。				
実施概要	○統合型GISへのデータの掲載および市民公開型GISへデータを掲載していく。また、紙ベースの資料などは電子化を行い、共同利用することで効率化を行う。また公表できるものは市民公開用データとして「オープンデータ」化し、公共データの活用による行政の透明性を高め、経済の活性化と行政の効率化を図る。また、その後はデータ拡充を図る。 ※オープンデータとは、行政情報を市民等が自分で利用できる形式で公開するものです。また、市民参加型オープンデータは、市が公開したデータを利用して、市民がスマートフォンのアプリ等を作成できるようにするといった取り組みです。 ○財務会計システムでの電子決裁の導入を図る。				
計画期間目標	○オープンデータを推進し、公開できるデータの拡充に努める。 ○電子決裁の拡充に努める。				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○データの確認 ○市民公開用データの検討 ○財務会計システムにおける電子決裁の拡充の検討	○データ共同利用 ○市民公開用データの開始 ○市民公開GISの拡充 ○財務会計システムにおける電子決裁の拡充の実施	○市民公開GISの拡充 ○市民公開データの拡充	○市民公開GISの拡充 ○市民公開データの拡充	○市民公開GISの拡充 ○市民公開データの拡充

3-5 各種施策等の行政評価の実施

22

実施項目	行政評価の推進		担当部・課	企画財政部 企画政策課	
現状分析	総合計画に基づく各種施策を限られた財源の中でより市民ニーズに即し、効率的・効果的に施策展開できるようにするための検証方法として行政評価を行っている。				
実施概要	○第2次基本計画に掲げる施策および実施計画事業の評価を行い、取り組みの有効性や進捗状況の検証を行う。 ○総合計画に基づく施策及び実施計画事業に対する「市民満足度・重要度調査」を実施(2回)し、市民ニーズに即した行政運営に努める。				
計画期間目標	○基本計画の施策及び実施計画事業の進捗度 ○総合計画に基づく施策及び実施計画事業に対する満足度の向上(前回調査比)				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○実施計画事業の進捗管理 ○施策評価の実施	○実施計画事業の進捗管理 ○市民満足度・重要度調査の実施	○実施計画事業の進捗管理 ○施策評価の実施	○実施計画事業の進捗管理	○実施計画事業の進捗管理 ○市民満足度・重要度調査の実施

4 効率的・効果的な行政サービスの推進

4-1 事務事業の見直し

23

実施項目	民間委託及び指定管理者制度の導入の推進		担当部・課	総務部 行政管理課	
現状分析	地方分権改革が進展し、市民ニーズが複雑・多様化する中で、市の事務事業は増加傾向にあり、現状のままでは対応が難しくなることが懸念される。職員を十分に増やせない中で、事務事業を見直しし、アウトソーシングすることにより、行政サービスを充実させていくことが必要となっている。				
実施概要	民間事業者の専門知識やノウハウを効果的、効率的に活用し、行政サービスの向上を図るため、事務事業の見直しを行い民間委託や指定管理者制度の導入など、民間活力の更なる導入を推進します。				
計画期間目標	事務事業を見直し、民間委託、指定管理者制度の導入による行政サービスの向上を図る。				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	事務事業の再点検及びヒアリングの実施	○事務事業の再点検及びヒアリングの実施 ○民間委託、指定管理者制度の導入の推進	○事務事業の再点検及びヒアリングの実施 ○民間委託、指定管理者制度の導入の推進	○事務事業の再点検及びヒアリングの実施 ○民間委託、指定管理者制度の導入の推進	○事務事業の再点検及びヒアリングの実施 ○民間委託、指定管理者制度の導入の推進

4-2 行政サービスの見直し

24

実施項目	出先機関等の効率的な窓口開設		担当部・課	市民部 市民課	
現状分析	現在、住民記録業務及び戸籍業務等については、市民課（毎月第2・4土曜日）、中央駅前出張所（毎月第1・3土曜日：平成24年8月から実施）、滝野出張所（毎週土・日曜日）、印旛支所（毎週土曜日の午前中）の4施設で休日開庁を実施している。 今後は、各施設の地域性、利用者の動向等、また、住民票等のコンビニ交付導入を考慮しつつ、効率的な窓口業務を検討する必要がある。				
実施概要	各施設の利用者等の現状を分析・検討し、現在の休日開庁日のあり方、更に市民サービスの向上を図る効率的な窓口開設を検討し、市民が利用しやすい窓口開設を実施する。 また、併せて、近隣市町村のコンビニ交付導入の取り組み状況を把握しながら、住民票等のコンビニ交付導入についても検討、実施していく。				
計画期間目標	○平成29年度に住民票等のコンビニ交付を導入するとともに、効率的な窓口開設のあり方を検討、実施する。				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○各施設の利用者等の動向調査	○各施設の利用者等の動向調査	○各施設の利用者等の動向調査	○各施設の利用者等の動向調査	○各施設の利用者等の動向調査
	○効率的な窓口開設の検討、実施	○効率的な窓口開設の検討、実施	○効率的な窓口開設の検討、実施	○効率的な窓口開設の検討、実施	○効率的な窓口開設の検討、実施
	○住民票等のコンビニ交付導入の検討	○住民票等のコンビニ交付導入			

25

実施項目	申請・届出手続きの電子化		担当部・課	市民部 市民課・総務部 情報管理課	
現状分析	○平成27年4月20日現在、住民基本台帳カードを利用した住民票等のコンビニ交付を実施している市町村が100団体である。平成28年1月から個人番号カードの交付が始まり、今後は、個人番号カードによる住民票等のコンビニ交付が始まる。（市民課） ○公共施設予約システム、図書予約システムなど専用システムで運用している以外のものについては、千葉県及び県内市町村で共同システム運用している、「ちば電子申請システム」（第二期）を使用している。現在17項目で受付を実施しているが、このシステムが職員及び市民に浸透していないのが現状である。（情報管理課）				
実施概要	○近隣市町村の個人番号カードによるコンビニ交付の動向を注視しながら、コンビニ交付の導入を検討する。また、併せて、現在の出先機関及び休日開庁のあり方についても、検討していく。（市民課） ○平成28年度より、第三期の運用が開始されるため、それに併せて、各課への申請業務調査、申請項目の追加を行っていく。また、システム浸透のため、広報・ホームページなどを活用していく。（情報管理課）				
計画期間目標	○平成29年度に、住民票等のコンビニ交付導入を実施する。（市民課） ○現在の17項目から25項目とする。（情報管理課）				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○住民票等のコンビニ交付導入の検討 ○対象申請業務の検討 ○追加手続数 3項目	○住民票等のコンビニ交付導入 ○対象申請業務の検討 ○追加手続数 2項目	○対象申請業務の検討 ○追加手続数 1項目	○対象申請業務の検討 ○追加手続数 1項目	○対象申請業務の検討 ○追加手続数 1項目

26

実施項目	窓口のプライバシー保護		担当部・課	総務部 行政管理課・窓口関係各課	
現状分析	現状、窓口のカウンターに低い間仕切りがある程度で、相談者の情報は視覚的にも聴覚的にも保護されていない状況である。				
実施概要	相談者の情報が視覚的に守られるよう、パーテーション等の設置について、検討する。 また、聴覚的にもプライバシーの保護が図れるよう、どのような手段があるか調査・研究するとともに、適当な手段が見つかった場合には、一部の窓口において試験的に導入を検討する。				
計画期間目標	視覚的なプライバシーの保護については、早い段階で、必要な窓口に仕切り板を設置する。 また、聴覚的なプライバシー保護については、調査・研究をするとともに試験的導入に努める。				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	視覚的なプライバシー保護のできる 窓口の検討	視覚的なプライバシー保護のできる 窓口の検討・開設	視覚的なプライバシー保護のできる 窓口の検討・開設	○視覚的なプライバシー保護のできる 窓口の開設 ○聴覚的プライバシー保護の在り方 の調査・研究	聴覚的プライバシー保護の試験的 な導入

4-3 市民協働事業の推進

27

実施項目	NPO・市民活動団体等との協働体制の整備・促進		担当部・課	市民部 市民活動推進課	
現状分析	近年、都市化や少子高齢化の進展をはじめ、地域課題や市民ニーズは多様化の一途を辿っている。こうした諸課題に対し、これまで行政が提供してきたサービスだけでは地域課題の解決や市民ニーズを満たすことが難しくなっている。今後は、NPO・市民活動団体をはじめとした多様な主体と市が協働し、地域に応じたきめ細かい行政サービスが求められている。				
実施概要	○「協働のガイドライン」や要約版「協働の手引き」の活用を図るとともに、全庁的な職員研修等を実施し、協働に対する意識の醸成を図る。 ○ 企画提案型協働事業の実施により協働の取り組みを推進する。 ○ 市民活動支援センターを活用し、市民に協働への参加を促す取り組みを展開する。				
計画期間目標	協働事業数（企画提案型協働事業を含む全庁内事業の計）：80件【平成32年度】				
年度別 行動計画 目標値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	○ 協働研修の実施 （参加40名） ○ 各部署に協働推進 員の設置検討 ○ 企画提案型協働事 業の実施・改善 ○ 市民向け協働講座 の実施 ○ 協働事業数72件	○ 協働研修の実施 （参加40名） ○ 各部署に協働推進 員の設置 ○ 企画提案型協働事 業の実施・改善 ○ 市民向け協働講座 の実施 ○ 協働事業数74件	○ 協働研修の実施 （参加40名） ○ 各部署に協働推進 員の設置 ○ 企画提案型協働事 業の実施・改善 ○ 市民向け協働講座 の実施 ○ 協働事業数76件	○ 協働研修の実施 （参加40名） ○ 各部署に協働推進 員の設置 ○ 企画提案型協働事 業の実施・改善 ○ 市民向け協働講座 の実施 ○ 協働事業数78件	○協働研修の実施 （参加40名） ○各部署に協働推進 員の設置 ○企画提案型協働事 業の実施・改善 ○市民向け協働講座 の実施 ○協働事業数80件